

様式 9

「第 5 期富士見市障がい者支援計画(案)」に対する意見募集の結果について

令和 3 年 3 月 2 4 日

障がい福祉課

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和 3 年 2 月 1 日（月）から令和 3 年 3 月 1 日（月）まで	
2	意見の件数	1 2 件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	2 人
		郵送	0 人
		ファクシミリ	1 人
		直接持参	3 人
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	1 件
		B 既に案で対応済みのもの	5 件
		C 今後の参考とするもの	5 件
		D その他	1 件

【募集意見】 (12 件)

No	意見概要	市の考え方	反映状況
1	<p>【P. 62(1)相談体制の強化、P. 87 (6) 相談支援体制の充実・強化等、P. 93 (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援のところ】</p> <p>若年性認知症や高次脳機能障害の方への相談支援体制のあり方を見直し、支援体制を整備していくことを計画に記してください。</p>	<p>P3 の『計画の対象』にもあるように、本計画の取組は、すべての障がい者が対象であることから原文のままとします。</p>	B

2	<p>【P63. 「意思疎通支援事業の充実（充実）」 P99. (5) 意思疎通支援事業】のところ】</p> <p>手話や要約筆記以外での意思疎通支援について、検討していくことを計画に記してほしい。</p>	<p>意思疎通支援はさまざまな障がいにおいて必要なことから、P63、施策 No.14 「意思疎通支援事業の充実」の取組みに「意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、支援の充実について検討します。」を追記します。</p>	A
3	<p>【P. 68 介護保険サービスとの連携強化（継続）のところ】</p> <p>若年性認知症も高次脳機能障害も、ともに ICD-10(国際疾病分類第 10 版)では、同じカテゴリーF0（症状性を含む器質性精神障害）に分類されているので、同様の施策で支援策を整備してほしい。</p>	<p>これまでも障害者総合支援法等に基づき、その方の障がいの状況にあった切れ目のない支援を行ってきましたので、今後も継続してまいります。</p>	B
4	<p>【P. 76 (1) 雇用就労支援の充実のところ】</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった在職中の方の就労継続支援なども、計画に記してほしい。</p>	<p>これまでも在職中の方に対して、障害者総合支援法に基づき、一定の要件を満たした場合に就労継続支援を行ってきたことから、原案のままとします。</p>	B
5	<p>【P. 81 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のところ】</p> <p>「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してほしい。</p>	<p>P3 の『計画の対象』について『精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）』と表記を変更し、ご指摘の部分は、原案のままとします。</p>	D
6	<p>【P. 96 「4 地域生活支援事業の利用状況と利用の見込み」のところ】</p>	<p>富士見市徘徊高齢者等ステッカー配布事業については、高齢者福祉課が</p>	B

	<p>障害のある方を対象にした「徘徊高齢者等ステッカー配布」事業の実施について、「任意事業」として実施していくこと、あるいは実施について検討していくこと、を計画に記してほしい。</p>	<p>主管となって推進しており、障がいのある人も対象に含まれているため原案のままとします。</p>	
7	<p>【P.72「6 障がい支援の充実」P.85 (5) 障がい児支援の提供体制の整備等】P.94「3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み」のところ】 高次脳機能障害児への支援体制の整備について、計画に記してください。</p>	<p>P3 の『計画の対象』にもあるように、本計画の取組みは、すべての障がい者が対象であることから原案のままとします。</p>	B
8	<p>グループホームについて、重度・重複の障害を持つ方の利用が進んでないように思えます。データで明らかにし、推進していただけたらと思います。</p>	<p>安心できる居住の場として、また手厚い支援の場として、重度および重複障がいのある人が利用できるグループホームの役割は大変重要であると認識しております。利用の推進については、今後も個々のニーズを丁寧に把握し、各事業所との連携・情報収集に努めてまいります。</p>	C
9	<p>ゆいの里がグループホーム設置委員会を立ち上げ、重度障がいでも安心して地域の中で生活出来るようにとの声に応えようと進めています。P92 でグループホームのことに触れていることから、必要なサービスを受けて生活ができるように後押しをお願いします。</p>	<p>グループホームは、障がいのある人が地域社会とのつながりの中で主体的に生活できるよう生活全体を支えるものであり、将来は入居したいという希望があることは、認識しております。ご本人の状況（障がいの程度や家庭環境など）、障がい種別やその特性、サービスの利用目的やその必要性などを鑑み、今後も各事業所と連携し、利用者の状況に応じたきめ細かいサービスの提供に努めて</p>	C

		まいります。	
10	福祉の現場は人手不足であることから、グループホームを運営する法人以外のサービスが柔軟に利用できるようなシステムにさせていただきよう、また年金で生活できるような配慮もお願いします。	福祉の現場の人手不足は、当市はもとより全国的な課題として認識しており、今後の取組みの中で、障害者施策推進協議会を通して、人材育成ができる場を研究してまいります。今後も、生活面での困りごとに寄り添い個々のニーズを把握し、法律に基づいた多様なサービスを各事業所と連携しながら推進し、サービスが必要な方が適切に受給できるように努めてまいります。	C
11	障がいをもつ子の親としてなによりも心配なのは親亡きあとの暮らしで、グループホームでの生活はとても安心できます。グループホームの入所の見込量や見込量の確保、地域生活移行者数を勘案すると、市の財政的支援がなければ、事業者は取り組むことができないため、安心して暮らせる住まいの場として、設置促進してほしい。	親亡きあとの暮らしをはじめ、重度化・重複化する障がい者の増加やひとり暮らしの高齢の障がい者の増加に伴い、地域全体での支援体制を検討していく必要があることは、課題として認識しております。障害者施策推進協議会をはじめとする関係者のネットワークの強化により、住み慣れた地域で生活できるよう、各事業所との連携・情報収集に努めてまいります。	C
12	重度障がい者が入れるグループホームの設置・支援をお願いします。また、既存の施設にも重度障がい者が入所できるように、重度加算等金銭的な援助と職員がレベルアップ出来るような支援をお願いします。	国では、様々なサービスの仕組みを活用してその人の生活を支えるための体制整備を図ることを課題としております。グループホームでの生活に関するご意見として、今後の参考にさせていただくとともに、障害者施策推進協議会をはじめとする関係	C

		者のネットワークの強化により、住み慣れた地域で生活できるよう、各事業所との連携・情報収集に努めてまいります。	
--	--	--	--